

報告第11号

令和5年度読谷村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度読谷村健全化判断比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

令和6年9月5日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

令和 5 年度読谷村健全化判断比率報告書

単位：％

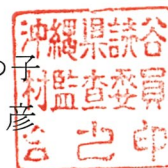
	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質 公債費比率	将来 負担比率
読谷村	—	—	4.1	—
早期健全化基準	13.57	18.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	



読 監 第 28 号
令和6年8月19日

読谷村長 石 嶺 傳 實 殿

読谷村監査委員 知花 むつ子
読谷村監査委員 野原 雅彦



令和5年度読谷村健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査を求められた令和5年度読谷村健全化判断比率について、審査意見書を提出します。

令和5年度読谷村健全化審査意見書

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.57
② 連結実質赤字比率	—	—	18.57
③ 実質公債費比率	4.1	4.4	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率はマイナス 5.61%となっており、早期健全化基準の 13.57%と比較すると、これを下回り良好である。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率はマイナス 23.77%となっており、早期健全化基準の 18.57%と比較すると、これを下回り良好である。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 4.1%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好である。

④ 将来負担比率について

将来負担比率はマイナス 54.5%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。